

平成28年度 交通環境対策アクションプラン



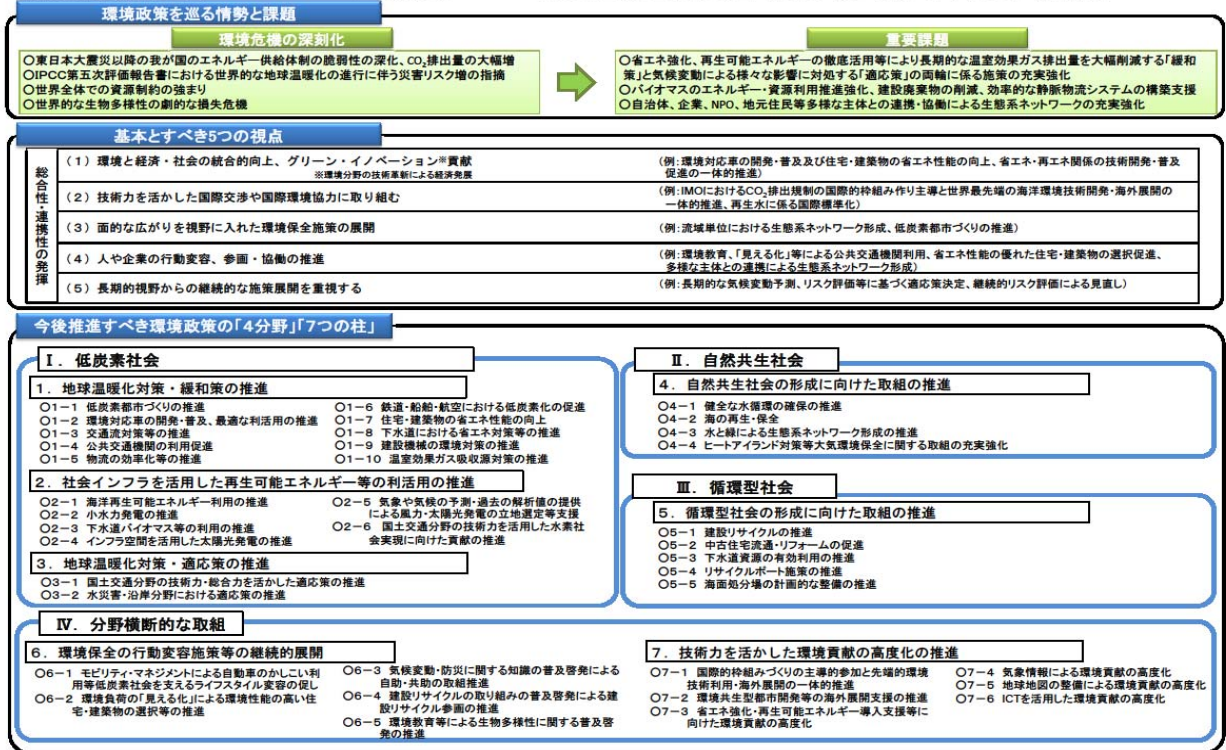
内閣府

平成28年9月
内閣府沖縄総合事務局

環境に係る国土交通省の施策及び沖縄県の現状

【国土交通省 環境行動計画(平成26年3月策定)】

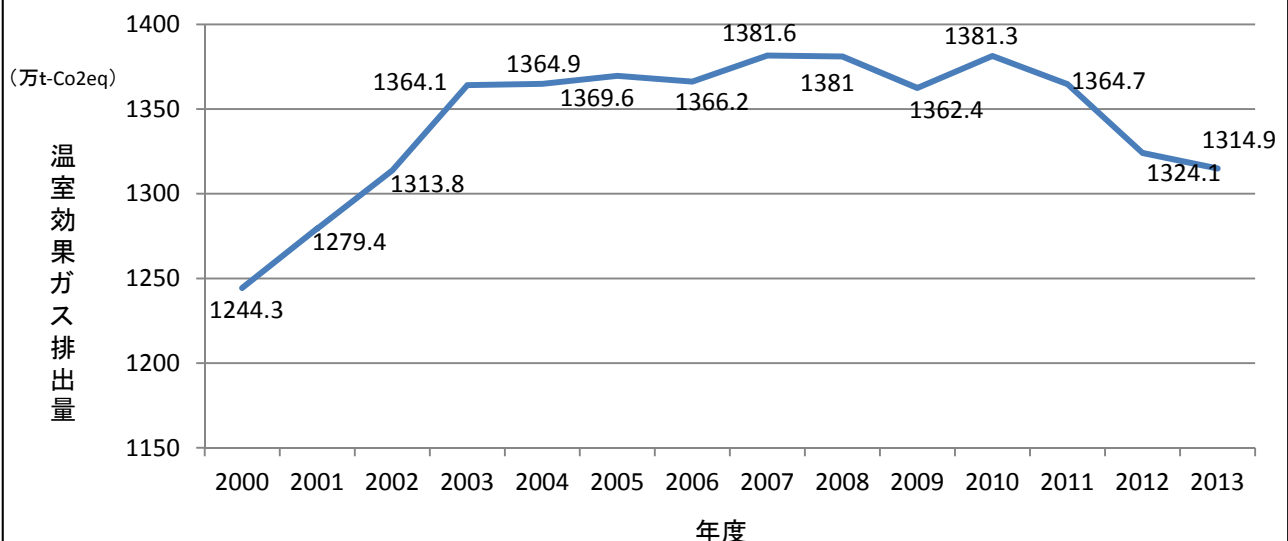
環境行動計画(2014～2020)(概要) —環境危機を乗り越え、持続可能な社会を目指す—



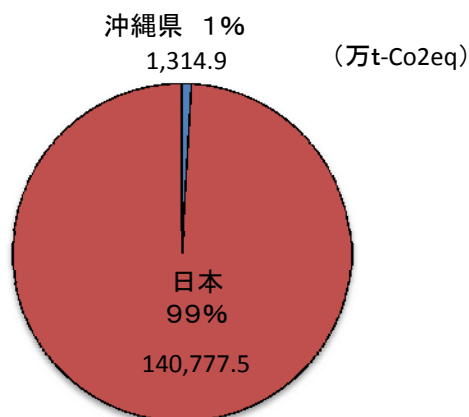
【沖縄県地球温暖化対策実行計画進捗管理報告書(平成28年3月沖縄県環境政策課)】

①沖縄県における温室効果ガス排出量の推移

2013(平成25)年度は前年度の1,324.1万トンと比較して9.2万トン、0.7%減少しているが、実行計画策定時の基準年度(2000年度)における総排出量1,244.3万トン(※)と比較すると、70.6万トン、5.7%増加しており、依然として目標の達成に至っていない。



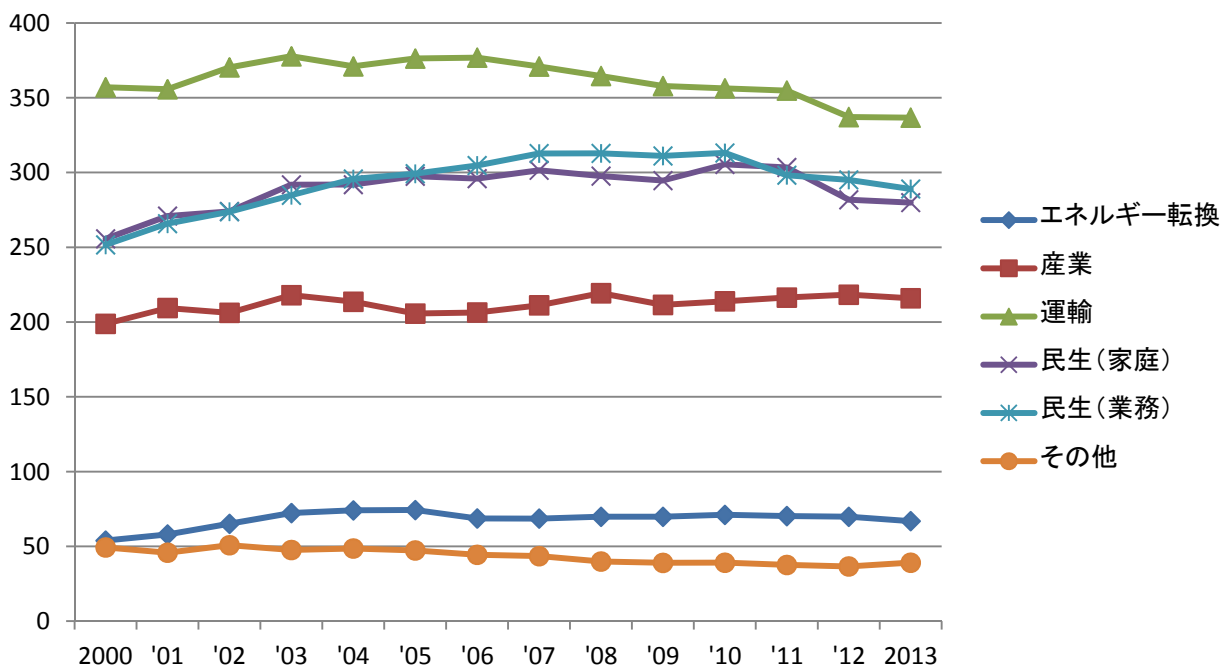
②国の排出量に占める沖縄県の温室効果ガス排出量の割合(2013年度)



③沖縄県部門別二酸化炭素排出量の推移

構成比(部門別)をみると、基準年度(2000 年度)には運輸部門の排出量(357.0 万トン、構成比30.6%)が最も大きく、2013(平成25)年度も運輸部門(336.7 万トン、構成比27.4%)が最も大きくなっている。

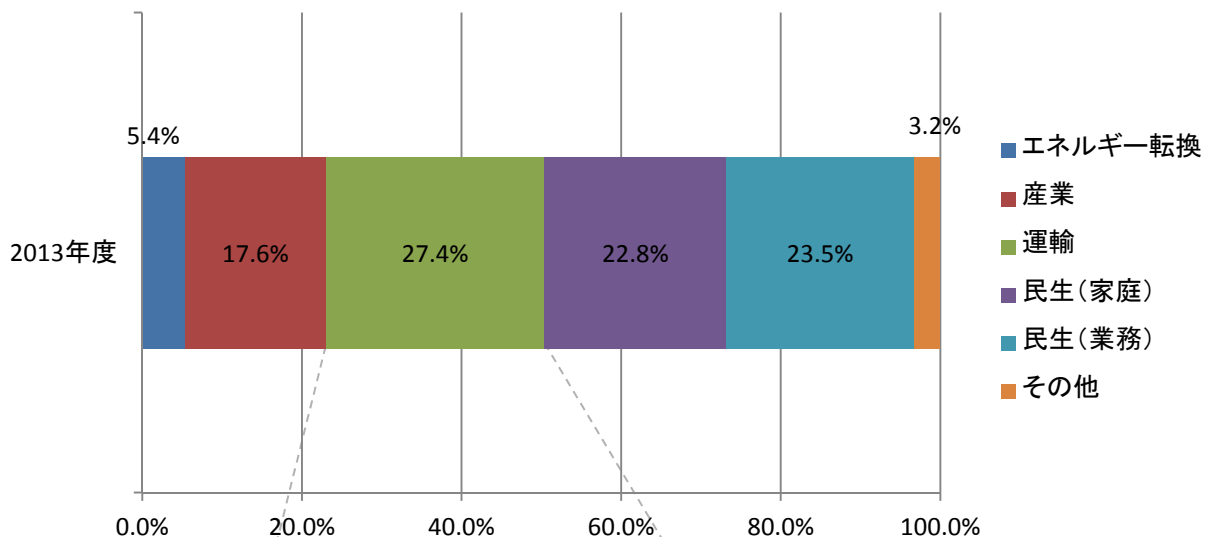
(万t-Co2eq)



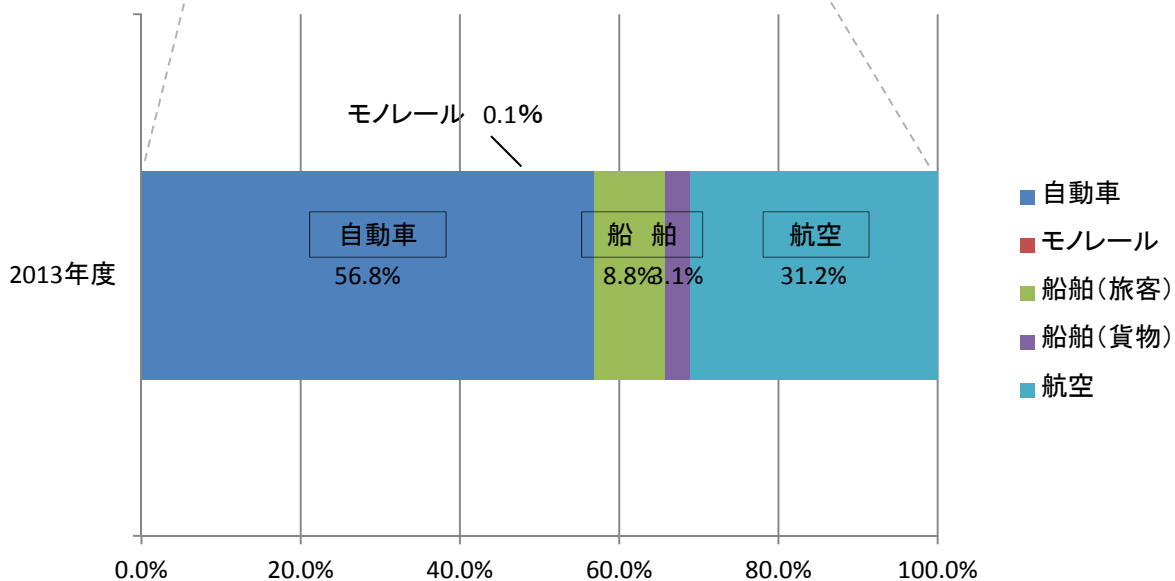
※1 ()内は、CO2クレジットによる調整後排出係数(H22～H24が0.62kg-CO2kWh、H25が0.763kg-CO2kWh)を用いて算出した値。

※2 計算上四捨五入により、表中の値による合計が一致しない場合がある。

④沖縄県部門別二酸化炭素排出量 構成比



⑤沖縄県運輸部門二酸化炭素排出量 構成比



目 次

I. 地球温暖化防止対策に対する取組

1. 自動車交通対策

(1) 低公害車の普及促進	1
---------------	---

2. 環境負荷の小さい交通体系の構築

(1) グリーン経営の普及促進	3
(2) 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」への対応	3
(3) 流通業務総合効率化事業の推進	3
(4) 公共交通活性化セミナー等の開催	4
(5) エコ整備の推進	6

II. 大気汚染防止対策に関する取組

1. 自動車に関わる大気汚染防止

(1) 自動車の点検整備	7
(2) 不正改造車排除運動の実施	7

III. 循環型社会の形成に向けた取組

1. 自動車のリサイクルの推進	8
2. 船舶のリサイクルの推進	8

IV. 海洋汚染対策・プレジャーボート関係環境対策に関する取組

1. 海洋環境保全のための取組

(1) 外国船舶の監督(PSC)の強力な実施	9
(2) 外国船舶の船主責任保険(PI保険)への加入確認	10
(3) 危険物運搬船及び海洋汚染防止設備への立入検査	11

2. 海洋汚染防止に関する周知・啓発

(1) 海洋汚染防止法に関する国民の理解増進、周知・啓発の実施	11
(2) 舟艇の適正な利用の推進	11

V. 平成27年度実施結果

	12
--	----

I. 地球温暖化対策に関する取組

1. 自動車交通対策

(1) 低公害車の普及促進

①啓発活動等による環境対応車の普及促進

環境対応車普及促進に係る税制や支援制度の情報を収集し、わかりやすく広報するとともに普及状況の情報提供を実施する。

②地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進

電気自動車を活用した地域の実情を踏まえた多様な交通サービスの展開、燃料電池自動車をはじめとする電気自動車の集中的導入等、他の地域や事業者による導入を誘発・促進するような先駆的取組みを重点的に支援する。

③低公害車普及促進対策補助制度による事業用環境対応車両の導入促進

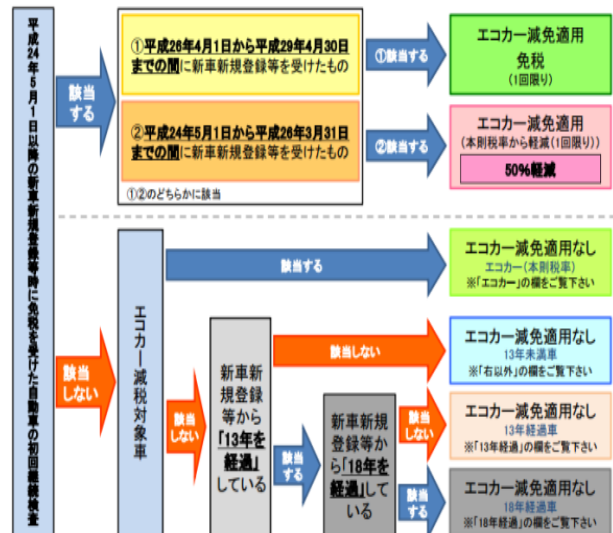
自動車分野における地球温暖化対策及び大気汚染対策を推進する上で、自動車運送事業者の環境対策の促進を図ることが重要であることから、中小企業等が多く占める自動車運送事業者の環境対応車の導入を支援する。

環境対応車、または使用過程車を改造した環境対応車を導入した事業者に対し、当該車両の購入費、または改造費の一部を補助する。

(企画室、陸上交通課、車両安全課)

平成27年度税制改正に伴う自動車重量税の税額の基本的な考え方(フローチャート) その2

〇平成27年5月1日から平成29年4月30日までに継続検査、中古車の新規登録等を行う場合



平成28年度環境対応車普及促進対策

予算額: 360百万円

自動車分野における地球温暖化対策、大気汚染対策、燃料多様化などのエネルギーセキュリティ対策を推進する観点から、自動車運送事業者による環境対応車への買い替え・購入を促進し、環境対策を強力に推進する。

環境対応車のメリット

CNG(圧縮天然ガス)トラック・バス

- 〇CO₂排出量が軽油より約3割少ない
- 〇粒子状物質(PM)を殆ど排出せず、窒素酸化物(NO_x)の排出も少ない
- 〇燃料の多様化への対応が可能

ハイブリッドトラック・バス

- 〇内燃機関とモーターの2つの動力源を持ち、CO₂排出量及び排出ガスがディーゼル車に比べて少ない



支援内容

補助対象	補助率
CNGトラック・バス	〇経年車の廃車を伴う新車購入の場合 通常車両価格との差額の1/2以内又は 車両本体価格の1/4以内
ハイブリッドトラック・バス	〇新車だけの購入の場合 通常車両価格との差額の1/3以内又は 車両本体価格の1/4以内
使用過程車のCNG車への改造	改造費の1/3以内

I. 地球温暖化対策に関する取組

④超小型モビリティの導入促進

超小型モビリティは交通の省エネルギー化とともに、高齢者を含むあらゆる世代に新たな地域の手軽な足を提供し生活・移動の質の向上をもたらす、少子高齢化時代の「新たなカテゴリー」の乗り物として期待されており、平成25年1月に簡易な手続きにより公道走行が可能となる認定制度が創設された。平成28年度からは地域交通のグリーン化を進めつつ、地域の実情に即した多様な交通サービスを展開する事業（地域交通グリーン化事業）の一環として、超小型モビリティの導入の促進を図る。地域交通グリーン化事業では、電気自動車を活用した地域の実情を踏まえた多様な交通サービスの展開、燃料電池自動車をはじめとする電気自動車の集中的導入等、他の地域や事業者による導入を誘発・促進するような先駆的取組を重点的に支援を行う。

人口減少・少子高齢化時代に向けた
創造的イノベーションの提案
～クルマ、まちづくり、ライフスタイルの調和的革新に向けて～

超小型モビリティの導入により期待される効果



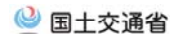
「超小型モビリティ」

自動車よりコンパクトで、地域の手軽な移動の足となる1人～2人乗り程度の車両（エネルギー消費量は、通常の自動車に比べ1/6（電気自動車の1/2）程度）

- ① 省エネ・低炭素化への寄与
- ② 生活交通における新たな交通手段の提供、新規市場・需要の創出
- ③ 子育て世代や高齢者の移動支援
- ④ 観光地や地域活動の活性化を通じた観光・地域振興

写真：日産「ニューモビリティコンセプト」

超小型モビリティを活用したまちづくりに向けて



利活用イメージと導入効果

近距離（5km圏内）の 日常的な交通手段として

- 買い物、地域活動、通勤・通学など、日常生活交通の「新たな交通手段の提供」、「子育て層や高齢者の移動支援」
- 人の流動・交流の活性化を通じた「地域社会の活性化」
- 公共交通と結節した末端交通としての活用による「交通システムの最適化」、コンパクトなまちづくりとの融和」など

観光地・商業地での 回遊・周遊の際の移動手段として

- 立寄り地点・範囲の増加による「回遊性の向上」と「地域の魅力再発見」
- 「観光地の魅力向上・集客増加」
- 自然環境やまちとの調和による「地域の付加価値向上」など

小規模配送やポーターサービス等の 配送手段として

- 「荷捌き駐車問題の改善」
- 「小規模・地域内物流の効率化」
- 効率的な小口輸送の実現による「サービスの向上」など



超小型モビリティ等を活用したまちづくりに向けて

- 超小型モビリティ等をはじめとする電気自動車等（環境対応車）は、低炭素社会の実現に資するとともに、人口減少・高齢化時代に対応するコンパクトなまちづくりに適した交通手段。国土交通省では、このような観点から、超小型モビリティ等の環境対応車の普及の取組と、都市の低炭素化、集約型都市構造の実現、高齢化社会への対応等持続可能なまちづくりに向けた取組を一体的に推進。
- 今後も、充電施設や利用環境の整備など関連社会資本の整備に向けた検討^{※1)}やゼロエネルギー住宅との一体導入など^{※2)}の取組を関係局と連携して推進し、低炭素まちづくりの実現、高齢者や子育て世代の移動支援等を通じた生活・移動の質の向上を目指す。

※1 都市局（「先導的都市環境形成促進事業」等）との連携

※2 住宅局（「環境・ストック活用推進事業」等）との連携

I. 地球温暖化対策に関する取組

2. 環境負荷の小さい交通体系の構築

(1) グリーン経営の普及促進

(企画室)

運輸関係事業者の環境保全に向けた自主的な取り組みが継続的に行われるようグリーン経営（環境負荷の少ない事業経営）の普及・促進を図る。そのため、グリーン経営講習会を開催し（平成28年8月25日～26日）、運輸関係事業者に対しグリーン経営認証制度を周知するほか、荷主事業者への積極的な広報・周知・啓発活動を検討する。

(2) 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」への対応

(企画室)

平成18年4月に改正施行された「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき、特定輸送事業者に対して省エネ対策を働きかける。同法律に基づき提出される「中長期計画書」及び「定期報告書」をもとに、5事業者にエネルギー消費原単位の低減に向けた指導・助言を行う。

(3) 流通業務総合効率化事業の推進

(企画室、総務運航課、陸上交通課)

流通業務の省力化並びに消費者の需要の更なる高度化及び多様化への対応を図るため、流通業務総合効率化事業の要件の変更等を行う「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が平成28年5月13日に公布された。新制度の内容や支援メニューについて、説明会等において周知を図る。また相談があった際にはフォローアップを行う。



I. 地球温暖化対策に関する取組

(4) 公共交通機関の利用促進

(企画室、総務運航課、陸上交通課、車両安全課)

①公共交通活性化セミナー等の開催

地域交通の確保・維持・改善を推進するため、自治体や交通事業者、地域住民等を対象に幅広く問題提起、意識喚起等を図ることを目的としたシンポジウムや、自治体担当者の実務的知識の向上等を図ることを目的とした研修・セミナー等を開催する。



基調講演



グループ討議・発表

②交通流対策

商業・観光施設の交通環境について情報を収集分析し、公共交通の利用促進モデル及び表記モデルを検討し、新拠点立地に伴う施設と公共交通機関との接続について参考となる「公共交通網のあり方」を関係自治体・事業者等とともに考察し、提案を目指す。

③地域公共交通確保維持改善事業

a. 地域公共交通確保維持事業

存続が危機に瀕している生活交通のネットワークについて、地域のニーズを踏まえた最適な交通手段の確保維持のため、地域の多様な関係者による議論を経た地域の交通に関する計画に基づき実施される取組を、一体的かつ継続的に支援する。

b. 地域公共交通調査事業

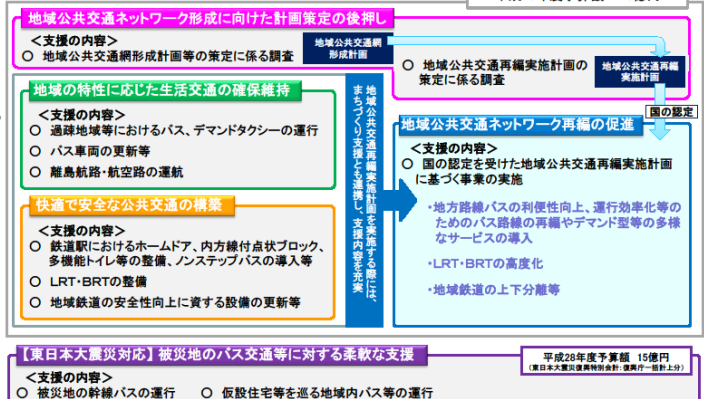
地域の公共交通の確保・維持・改善に資する地域のニーズ等を踏まえた計画の策定のための調査を支援する。
(平成28年度：南城市)

地域公共交通確保維持改善事業

国土交通省

コンパクト・ネットワークの実現にとって不可欠な地域公共交通ネットワークの再構築に向けた取組みを支援

平成28年度予算額 229億円



I. 地球温暖化対策に関する取組

④バリアフリー施策の推進

a. 旅客施設、バス車両等のバリアフリー化

- ・旅客ターミナル(バス、旅客船)のバリアフリー化の促進
- ・ノンステップバス等の導入促進

車両等の状況(H27年度末)

	総 数	適合数	適合率
バス	805両	264両	32.8%
モノレール	26両	26両	100.0%
船舶	55隻	27隻	49.0%

旅客の状況(H27年度末)

①バスターミナル(5施設)

段差の解消	60%
視覚障害者誘導用ブロックの設置	40%
身体障害者用トイレの設置	60%

②モノレール駅(15駅)

段差の解消	100%
視覚障害者誘導用ブロックの設置	100%
身体障害者用トイレの設置	100%

③旅客船ターミナル(35施設)

段差の解消	25.7%
視覚障害者誘導用ブロックの設置	5.7%
身体障害者用トイレの設置	31.4%

b. 基本構想策定支援

市町村への基本構想策定を促進(プロモーター活動)し、効果的な方法を検討し、沖縄総合事務局開発建設部と連携しながら市町村への支援に取り組む。

c. バリアフリーに関する人的ネットワークの強化

「バリアフリー有識者会議」を開催し、意見・提言を聴取し、施策に反映させる取組を実施する。

d. 心のバリアフリーの推進(バリアフリー教室の開催)

「心のバリアフリー」(困っている人を見かけたら誰もが「お手伝いしましょうか」と自然に声をかけてサポートできる)啓発普及を図るため、小学生や交通事業者等を対象にバリアフリー教室を開催する。(平成28年度:沖縄総合事務局子ども見学デー)



I. 地球温暖化対策に関する取組

⑤エコ通勤の推進

エコ通勤の促進とエコ通勤優良事業所認定制度の普及促進

通勤手段をマイカーから公共交通機関等の利用に転換することで、環境負荷の軽減や渋滞の緩和につながるエコ通勤の促進を支援する。具体的には、エコ通勤に関する意識が高く、取組を自主的かつ積極的に推進している事業所等を認証・登録して取組を広く周知する「エコ通勤優良事業所認定制度」の拡大に努める。



- 全国の事業所（行政機関を含む）のうち、一定の基準を満たした事業所を対象とします
- 認証・登録にかかる費用は無料です
- 認証制度ホームページ等で公表されます
- 国土交通大臣表彰に推薦されることがあります

(5) エコ整備の推進

（車両安全課）

現在、自動車の点検整備の実施状況は必ずしも充分ではない中、点検整備の実施によるCO₂削減の効果について広く情報発信し、点検整備の実施率の向上に繋げていくことは、自動車全体からのCO₂排出量の削減に少なからず寄与するものと考えられる。このため「自動車点検整備推進運動」等の機会を捉え、自動車ユーザー及び整備事業者に対して、エコ整備促進のための啓発を行い、より一層の保守管理意識の高揚、点検整備の励行を推進する。

Ⅱ. 大気汚染問題に関する取組

1. 自動車に関わる大気汚染防止

(1) 自動車の点検整備

自動車は適切に点検・整備を行うことで、有害な排気ガスや騒音の発生を防止し、また、事故防止及び事故時の安全確保等につながるとともに、安全・環境性能が十分に発揮できるようになっている。したがって、自動車ユーザーに対し点検整備の重要性を広く周知するために、9月及び10月の「自動車点検整備推進運動」重点実施期間において各種取組みを実施し点検整備推進のための啓発を行う。

(車両安全課)



(2) 不正改造車排除運動の実施

(車両安全課)

暴走行為、過積載を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排気ガスによる大気汚染、騒音発生の要因となっていることから、年間通じて「不正改造車排除運動」を実施し、特に6月を強化実施期間として展開し、広報活動、街頭検査及び出前講座などを実施し啓発を行う。また、「不正改造車・黒煙110番」に寄せられた情報をもとに、不正改造車の使用者に対して警告ハガキを送付し、不正改造車の改修を促すとともに、改修結果等の報告を求める。また、黒煙に関して通報があった自動車使用者に対し、ハガキを送付することにより自主点検の指導を行う。



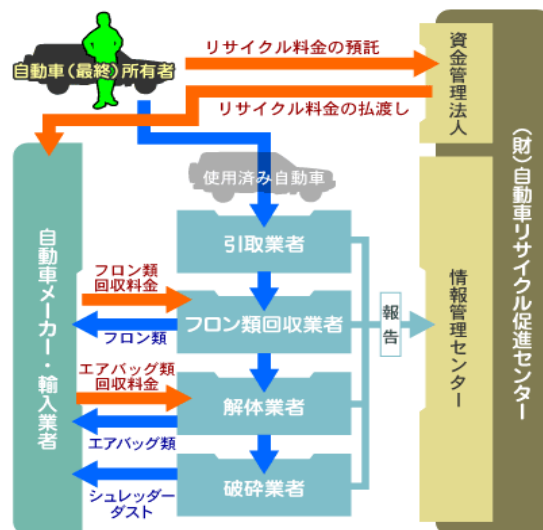
街頭検査

Ⅲ. 循環型社会の形成に向けた取組

1. 自動車のリサイクルの推進

(車両安全課)

循環型社会の形成に向けて、カーエアコン用フロンなどの適正処理、リサイクル部品の活用及び使用済み自動車の適正処理等、自動車リサイクルの推進に積極的に取り組んでいる自動車関係事業場を顕彰し、ホームページに公表する。



2. 船舶のリサイクルの推進

(船舶船員課)

FRP船リサイクルの受付・搬入・解体機関などの情報を周知するため、ホームページに情報を掲載する。

廃FRP船のリサイクルで処理しましょう。廃FRP船のリサイクルで処理しましょう。廃FRP船のリサイクルで処理しましょう。

廃FRP船の処理は ご相談ください。

～本システムでFRP船はセメントの原料・燃料として活用されます～

FRP船リサイクルシステム 適正処理でFRP船を再資源化

登録販売店

FRP船 リサイクル

平成17年11月、廃FRP船を適切に処理し再資源化する「FRP船リサイクルシステム」がスタートしました。地域ごとに毎年回数を決めて、廃FRP船のリサイクル処理を行っています。受付はこのマークのある「登録販売店」で行っております。

● 詳しくはFRP船リサイクルセンターにお問い合わせください。 ●

FRP船リサイクルセンター（一般社団法人 日本マリン事業協会 内）
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 日本マリン事業協会 5F
TEL: 03-5561-1111 FAX: 03-5561-1112
ホームページ: <http://www.marine-jba.or.jp/>

「FRP船リサイクルシステム」について お答えします

「FRP船リサイクルシステム」は、「FRP船リサイクルセンター」が管理運用するもので、各地域に設けられた「登録販売店」が、登録のFRP船を処理する際の受付・搬入・解体などを行います。

Q1 どこで相談や受付をしてくれるんですか？
A 登録販売店（FRP船リサイクルセンター）が、登録のFRP船を処理する際の受付・搬入・解体などを行います。

Q2 見損をもらうために用意するものは？
A ユーザーの登録は、「登録販売店」から受け付けられます。FRP船の処理やシュレッダーダストの回収などには、登録販売店が対応します。

Q3 料金はいつ、どこで払えばいいの？
A ユーザーの登録は、「登録販売店」から受け付けられます。FRP船の処理やシュレッダーダストの回収などには、登録販売店が対応します。

Q4 FRP船リサイクルにかかる費用は？
A FRP船の処理やシュレッダーダストの回収などには、登録販売店が対応します。

Q5 いつ私の船を引取ってくれるんですか？
A FRP船の処理やシュレッダーダストの回収などには、登録販売店が対応します。

● 詳しくはFRP船リサイクルセンターにお問い合わせください。 ●

FRP船リサイクルセンター（一般社団法人 日本マリン事業協会 内）
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 日本マリン事業協会 5F
TEL: 03-5561-1111 FAX: 03-5561-1112
ホームページ: <http://www.marine-jba.or.jp/>

Ⅳ．海洋汚染対策・プレジャーボート関係環境対策に関する取組

1. 海洋環境保全のための取組

(1) 外国船舶の監督(PSC)の強力な実施

(外国船舶監督官)

日本に入港した外国船舶に対し、船体の構造、海洋汚染防止設備等の保守点検や油排出の処理等について、PSCを強力に実施し、サブスタンダード船による海難事故や違法な油の排出等による我が国沿岸の海洋汚染防止を図る。

平成27年度に引き続き、外国船舶に立入検査を実施し、油水分離装置及び原動機等の海洋汚染防止設備が国際条約の要件に適合しているか確認を行う。また、ふん尿・汚水及び生活ゴミ等の廃棄物の適正な排出及び処理の指導監督に努めるとともに、海洋環境に有害な有機スズ系塗料の使用を規制する海洋汚染対策に取り組む。

なお、平成28年度のポートステートコントロールの目標隻数を80隻とする。



油水分離装置の外観検査及び作動テスト

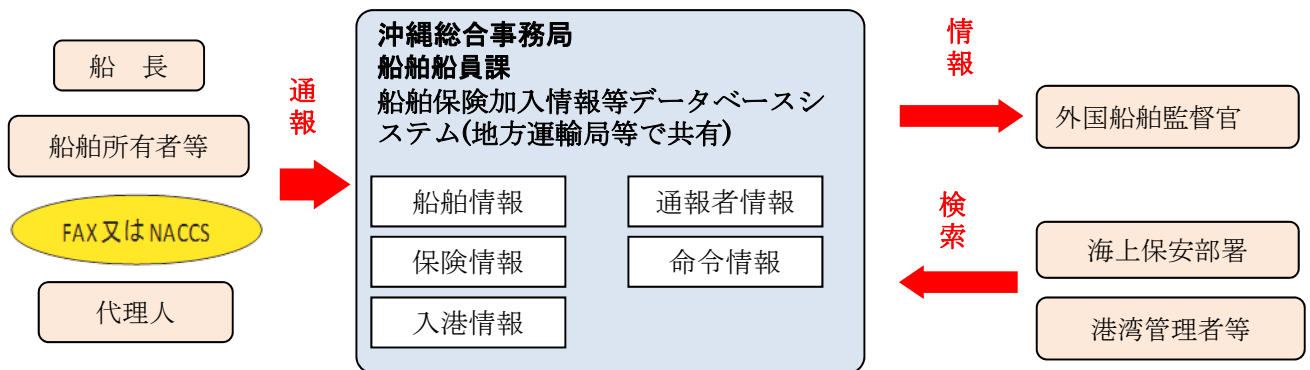


船内発生廃棄物の管理状況チェック

Ⅳ. 海洋汚染対策・プレジャーボート関係環境対策に関する取組

(2) 外国船舶の船主責任保険(PI保険)への加入確認 (海事保安・事故対策調整官)

外国船舶の入港に際し、座礁事故や油濁損害が発生した場合における被害者保護を目的とした船主責任保険(PI保険)の加入状況を、船舶が入港する際の事前通報により確認する。



※油賠法に基づくチェック

IV. 海洋汚染対策・プレジャーボート関係環境対策に関する取組

(3) 危険物運搬船及び海洋汚染防止設備への立入検査 (船舶船員課、海事技術専門官)

危険物運搬船については、海難事故が発生した場合、積荷等の流出により重大な海洋汚染を引き起こす危険性が高く、その影響も長期化することが多いことから、荷主等の協力を得て重点的に立入検査を実施することにより、事故の未然防止と海洋環境の保全を図る。また、船舶の定期検査時期等に海洋汚染防止設備に対する立入検査を実施し、環境汚染の防止に努める。

2. 海洋汚染防止に関する周知・啓発 (総務運航課・船舶船員課)

(1) 海洋汚染防止法に関する国民の理解増進、周知・啓発の実施

海洋汚染防止法・省令等の周知徹底を図るため、問い合わせはもちろん、検査等の事前打合せ、各種講習会、あるいは窓口での各種申請受付時に啓発用パンフレットの配付や掲示板を利用して周知を図る。

(2) 舟艇の適正な利用の推進

「沖縄地区舟艇利用振興対策連絡会議」を開催し、放置艇対策やFRP船リサイクルも含めた舟艇利用全体についての情報交換等を行い、舟艇の適正な利用を推進していく。

また、マリンレジャーが盛んになるシーズンに海上保安庁等と連携し、マリーナ・漁港等へのパトロール活動及びリーフレット配布による周知啓発活動を行う。



パトロールの様子

V. 平成27年度実施結果

大事項	中事項	小事項	主な施策		実績	担当部署
地球温暖化対策に関する取組	自動車交通対策	低公害車の普及促進	①啓発活動等による普及促進	【支援制度】 低公害車普及促進対策費補助金 【周知先】 事業者団体、自治体等	(自動車運送事業者における) 電気自動車等導入に関する補助金申請無し	企画室・陸上交通課・車両安全課
			②地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進			
			③低公害車普及促進対策補助制度による事業用環境対応車両の導入促進		【支援先】 宮古島市小型電動モビリティ等の活用に係る社会実験プロジェクト推進協議会 【補助額】 6,331千円	車両安全課
			④超小型モビリティの導入促進			
	環境負荷の小さい交通体系の構築	流通業総合効率化事業の推進	流通業務総合効率化事業の推進	【周知先】 沖縄県冷蔵倉庫協会、(一社)沖縄県倉庫協会、倉庫管理主任者講習会	物流総合効率化法認定申請無し	企画室・総務運航課・陸上交通課
		グリーン経営の普及促進	①グリーン経営講習会	【対象・周知先】 旅客船、バス、タクシー事業者	講習会参加者数：17名（トラック8、港湾3、倉庫6）	企画室
			②グリーン経営認証取得促進		認証取得数：6社（前年度より1社増）	
		「エネルギーの使用の合理化に関する法律」への対応	管内登録事業者への実態調査	【登録事業者数】 内航1、バス3、トラック1	省エネ計画に基づいた実施状況及び定期報告の内容に関し実態調査を実施（2社）	企画室
		公共交通機関の利用促進	①交通流対策 国道58号を通勤ルートとする民間企業等の従業員の通勤手段を調査し、マイカーからバス通勤への転換を促す利用促進モデルを作成	【調査対象校】 国道58号沿いの民間企業等：116社	バス利用体験や会社・交通事業者の働きかけで利便性を認識することで転換意向は高まる可能性があるとの結果	企画室
			②地域公共交通確保維持事業	【陸上幹線】路線バス8系統 【フィーダー】4自治体 【離島航路】12航路 【調査事業】1自治体	【補助額】 ・陸上幹線 49,203千円 (車両減価償却費含む) ・フィーダー 24,474千円 ・離島航路 522,247千円 【調査額】 2,720千円	企画室・総務運航課・陸上交通課
			③バリアフリー施策の推進 a. 地域公共交通バリア解消促進等事業（バリアフリー化設備等整備事業）	【対象事業者】 交通事業者等 (福祉タクシー車両導入補助)	タクシー事業者のユニバーサルデザインタクシー導入費に対して2,400千円の補助を実施	
			b. バリアフリープロモーター活動	【対象】 公共交通に係る旅客施設又は観光庁施設、福祉施設等を3以上有する自治体	那覇市、石垣市、本部町に「バリアフリー基本構想」策定に関し説明を実施	
			c. バリアフリー有識者会議	バリアフリーやユニバーサルデザインに関する有識者等からなる意見交換の場として「沖縄地方バリアフリー有識者会議」を設置	H27年5月25日に開催	
			d. バリアフリー教室	障がい者等の疑似体験や介助体験を通し、バリアフリーについて理解を深めボランティアに関する意識を醸成することで「心のバリアフリー」の普及を目指す	・宮古島市内小学生対象（ノンステップバス使用）（8/13） ・那覇市主催「カーフリーデー」（9/20）	

大事項	中事項	小事項	主な施策		実績	担当部署
大気汚染問題に関する取組	自動車に関わる大気汚染防止	自動車の点検整備	点検整備の重要性を広く周知し、各種取組を通じた点検整備推進のための自動車ユーザーに対する啓発	自動車点検整備推進運動 (重点実施期間：９～１０月)	検査時における点検整備未実施の自動車ユーザーに対する指導や、研修・講習による啓発活動、ポスター、チラシ配布による広報活動を実施した。	車両安全課
		不正改造車排除運動の実施	暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車の排除	不正改造車排除運動 (強化実施期間：６月)	【街頭検査】 53回(検査台数2,758台)実施し、整備命令を発令(51台) 【啓発活動１】 地方自治体等へのチラシの配布 【啓発活動２】 自動車販売協会連合会沖縄県支部に対して不正改造車に関する説明会を開催 【不正改造車１１０番】 不正改造車の使用者に対して警告ハガキを送付(58通)。不正改造車の改修結果等の報告を求めた。	
循環型社会の形成に向けた取組		自動車のリサイクルの推進	「自動車リサイクル制度」の周知と取組の確実な実施	・リサイクル部品の活用 ・カーエアコン用フロンの適正処理 ・使用済み自動車の適正処理	ポスター、チラシの配布により、リサイクル部品の使用促進について広報を実施。 自動車登録時における、リサイクル料金の預託確認や重量税還付手続き等の実施により、使用済み自動車の適正な処理を促進している。	車両安全課
		船舶のリサイクルの推進	「FRP船リサイクルシステム」の周知	ホームページ掲載等による周知	・ホームページ情報を掲載し、周知を行った。 ・各市町村の広報誌へ掲載依頼を行った。	船舶船員課
海洋汚染対策・プレジャーボート関係環境対策に関する取組	海洋環境保全のための取組	外国船舶の監督（PSC）の強力な実施	日本に入港した外国船舶に対し、船体の構造、海洋汚染防止設備等の保守点検や油排出の処理等に係るサブスタンダード船による海難事故や違法な油の排出等による我が国沿岸の海洋汚染防止を図る。	PSCの実施	【臨検隻数】６９隻	外国船舶監督官
		外国船舶の船主責任保険（PI保険）への加入確認	外国船舶の入港に際し、座礁事故や油濁損害が発生した場合における被害者保護を目的とした船主責任保険（PI保険）への加入	船舶が入港する際に事前通報により確認	【通報件数】1,218件	海事保安・事故対策調整官
		危険物運搬船及び海洋汚染防止設備への立入検査	危険物運搬船については、海難事故が発生した場合、積荷等の流出により重大な海洋汚染を引き起こす危険性が高く、その影響も長期化することが多いことから、事故の未然防止と海洋環境の保全を図る	危険物運搬船に対し、荷主等の協力を得て重点的に立入検査を実施	【臨検隻数】７隻	船舶船員課 海事技術専門官
	海洋汚染防止に関する周知・啓発	海洋汚染防止報に関する国民の理解増進、周知・啓発の実施	海洋汚染防止・海上災害の防止に関する法律関係の周知徹底	管内の海事関係者を対象に海防法及び関係法令の内容等に関する講習会を開催	【海洋汚染防止講習会】 平成２７年１１月１７日開催	総務運航課・船舶船員課
		舟艇の適正な利用の促進	放置艇対策やFRP船リサイクルも含めた舟艇利用全体についての情報交換等を行い、舟艇の適正な利用を推進	・「沖縄地区舟艇利用振興対策連絡会議」の開催 ・海上保安庁と連携し、マリーナ・漁港等へのパトロール活動及び周知啓発活動	【沖縄地区舟艇利用対策会議】 平成２８年１月２９日開催 【パトロール活動及びリーフレット配布】 平成２７年８月末日まで実施	船舶船員課



内閣府